

年金記録訂正請求に係る答申について

**関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)**

平成 30 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1800009号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第1800015号

第1 結論

1 請求者のA社における平成21年9月1日から平成23年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成23年5月までの期間の標準報酬月額については、平成21年9月から平成22年8月までは36万円から44万円、同年9月から平成23年3月までは36万円から41万円、同年4月及び同年5月は36万円から44万円とする。

平成21年9月から平成23年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月から平成23年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成21年7月7日の標準賞与額を8万6,000円から10万円に訂正することが必要である。

平成21年7月7日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月7日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における平成22年7月7日の標準賞与額を15万円、同年12月27日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月7日及び同年12月27日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月7日及び同年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 請求者のA社における平成22年12月27日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成22年12月27日の訂正後の標準賞与額（上記3の訂正後の標準賞与額（14万7,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 37 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 6 月 1 日まで
② 平成 21 年 7 月 7 日
③ 平成 22 年 7 月
④ 平成 22 年 12 月

請求期間①について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額を訂正する届出が行われたため、訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険の給付の対象となる記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。また、請求期間②に係る標準賞与額については、賞与支払明細書に記載されている賞与額よりも低く記録されており、請求期間③及び④に係る賞与については、賞与支払明細書によりそれぞれ 15 万円が支払われていたことが確認できるが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 36 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 30 年 3 月 23 日に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）が A 社の事業主（以下「事業主」という。）から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 47 万円、同年 9 月から平成 23 年 5 月までは 44 万円に訂正されている。

しかしながら、請求期間①は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、事業主から提出された賃金台帳によると、請求者が、請求期間①において、訂正前のオンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚

生年金保険料控除額から、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 44 万円、同年 9 月から平成 23 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 44 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し、請求者の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、事業主から提出された賃金台帳及び請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額（8 万 6,000 円）を超える賞与（10 万円）の支給を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 7 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し誤って提出し、請求内容どおりの標準賞与額に基づく保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 7 月 7 日の賞与に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③及び④について、事業主から提出された賃金台帳及び請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間において、A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③及び④の賞与支給日については、請求者から提出された普通預金お取引明細（写）並びに事業主の回答及び陳述により、請求期間③は平成 22 年 7 月 7 日、請求期間④は同年 12 月 27 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から 15 万円、請求期間④に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 7 日及び同年 12 月 27 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間④について、上記賃金台帳及び賞与支払明細書によると、請求者は、A 社から 15 万円の標準賞与額に相当する賞与を支給されていたことが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額（厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる記録として訂正する標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録として 15 万円とすることが必要である。